



# 佐賀県公報

平成20年  
2月13日  
(水曜日)  
第 13017号

## 目 次 告 示

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 青少年に有害な図書等の指定
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定
- 家畜改良増殖法第四条第一項第二号に規定する種畜証明書の交付
- 解除予定保安林

(五三・こども課)一  
(五四・長寿社会課)二  
(五五・〃)二  
(五六・畜産課)  
(五七・森林整備課)  
(五八・〃)三  
(農地整備課)

## 公 告

- 土地改良区の定款変更認可
- 換地処分
- 証紙売りさばき人の解散

## 選挙管理委員会事項

- 最高裁判所裁判官国民審査公報発行規程の一部改正
- 選挙運動及び政治活動取扱規程の一部改正
- 最高裁判所裁判官国民審査事務規程の一部改正

## ○ 告 示

### ● 佐賀県告示第五十三号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条  
第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成二十年二月十三日

佐賀県知事 古川康

種類	指定番号	題 名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	19-229	コミック まるるまん 3月号	株ぶんか社	13701-3	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	19-230	コミックDVD爆写 Vol.23 スーパー モンスター 3月号増刊	曙出版(株)	15544-03 ①2008/3/22	
"	19-231	海賊 NO.1 [カイゾクナンバーワン] 3月号	株竹書房	02461-3	
"	19-232	別冊本当にあったHな話 3月号	株ぶんか社	18135-3	
"	19-233	COMIC 華漫 3月号	株ワニマガジン社	03777-3	
"	19-234	COMICバズーカディープ COMICバズーカ 3月号増刊 vol.05	辰巳出版(株)	13992-3/1 ①2008-3/19	
"	19-235	漫画 ガチンコ VOL.21 ガチンコ 3月増刊号	若生出版(株)	12812-03 ①-03/22	
"	19-236	これが本当！人妻のH話 もっとすごい本当のH話コレクション 3月号増刊	メディア・クライス(株)	18764-03 ①2008年3月21日	
"	19-237	[月刊] ザ・ベストMAGAZINE ORIGINAL NO-123 3月号	KKベストセラーズ	04039-03	
"	19-238	話王 第104号 3月号	株ぶんか社	19819-3	
"	19-239	ガチンコ No.55 3月号	若生出版(株)	12811-03	
"	19-240	月刊 メルフレ ポンバー NO-082 3月号	KKベストセラーズ	08513-03	
"	19-241	That's DAN 2008 Vol.102 3月号	メディア・クライス(株)	04117-03	

## ●佐賀県告示第五十四号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十年二月十三日

佐賀県知事 古川康

一 (一) 指定年月日 平成二十年二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

(三) 名称 医療法人元生會

所在地 唐津市町田一丁目二千三百九十八番地二

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 唐津市町田一丁目二千三百五十四番地

所在地 介護付有料老人ホーム小春日和

サービスの種類 特定施設入居者生活介護

指定年月日 平成二十年二月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社創明プロジェクト

所在地 佐賀県唐津市町田二千百四十番地一

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ぱつかばか・ハートケア鳥栖

所在地 鳥栖市儀徳町二千六百三番地一

サービスの種類 訪問介護

指定年月日 平成二十年二月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人斎藤内科医院

所在地 鳥栖市東町一丁目千五十八番地

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 通所介護ふれあいの家秋葉

所在地 鳥栖市秋葉町一丁目千十六番地二  
サービスの種類 通所介護

四 (一) 指定年月日 平成二十年二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

(三) 名称 特定非営利活動法人ふれあい

所在地 武雄市武雄町大字富岡一万十八番地

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスさくらんぼ

所在地 武雄市朝日町大字甘久七百九番地

サービスの種類 通所介護

## ●佐賀県告示第五十五号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五十三条第一項に規定する指定

介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十年二月十三日

佐賀県知事 古川康

一 (一) 指定年月日 平成二十年二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人元生會

所在地 唐津市町田一丁目二千三百九十八番地二

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 介護付有料老人ホーム小春日和

所在地 唐津市町田一丁目二千三百五十四番地

サービスの種類 介護予防特定施設入居者生活介護

指定年月日 平成二十年二月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社創明プロジェクト

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 ばつかぼか・ハートケア鳥栖	所在地 唐津市町田二千百四十番地一
所在地 鳥栖市儀徳町二千六百三番地一	サービスの種類 介護予防訪問介護
指定年月日 平成二十年二月一日	三
申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 医療法人斎藤内科医院	(一)
所在地 鳥栖市東町一丁目千五十八番地	(二)
事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 通所介護ふれあいの家秋葉	(三)
所在地 鳥栖市秋葉町一丁目千十六番地二	四
サービスの種類 介護予防通所介護	(一)
指定年月日 平成二十年二月一日	(二)
申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 特定非営利活動法人ふれあい	(三)
所在地 武雄市武雄町大字富岡一万十八番地	五
事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 デイサービスさくらんば	(一)
所在地 武雄市朝日町大字甘久七百九番地	(二)
サービスの種類 介護予防通所介護	(三)

●佐賀県告示第五十六号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する種畜証明書を次のとおり交付した。

平成二十年二月十三日

佐賀県知事 古川康

一 解除予定に係る保安林の所在場所  
鳥栖市山浦町字牛石三五三八の一七

二 保安林として指定された目的

●佐賀県告示第五十七号

次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十年二月十三日

佐賀県知事 古川康

番号	種畜證明書	名 号	品 種	生年月日	家畜の種類
平一九 佐賀県臨時 第一号	三〇二〇 六〇一二 ランデ ース	平成一九 四・三	平成一九 一・一	平成一九 一・一	豚
平一九 佐賀県臨時 第二号	二九二四 九二一七 デュロ ック種	平成一九 四・三	平成一九 一・一	平成一九 一・一	又は名称
平一九 佐賀県臨時 第三号	二九二五 三〇一一 二・一	平成一九 四・三	平成一九 一・一	平成一九 一・一	飼養者の住所及び氏名
平一九 佐賀県臨時 第四号	三〇二〇 八六一四 平成一九 一・二	平成一九 四・二二	平成一九 一・二	平成一九 一・二	県新潟
平一九 佐賀県臨時 第五号	三〇二一 九〇一二 平成一九 一・二	平成一九 一・二	平成一九 一・二	平成一九 一・二	級外
平一九 佐賀県臨時 第六号	三〇二一 九一一五 平成一九 一・二	平成一九 一・二	平成一九 一・二	平成一九 一・二	唐津市肥前町 有限会社佐賀共栄畜産

水源のかん養  
解除の理由  
電気工作物施設用地とするため

●佐賀県知事第五十八号

次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣からの通知があつたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定によるものとし長沙。

平成二十年一月十三日

佐賀県知事 古川 康

一 解除予定に係る保安林の所在場所

伊万里市立花町字陣内八三〇三・九一〇一〇一（以上二筆並びて次に図に  
示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅のため

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び伊  
万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成20年  
2月5日東山代干拓土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年2月13日

佐賀県知事 古川 康

の換地計画に基づき、平成20年1月18日同換地区の換地処分を行つたので、土  
地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第  
54条第4項の規定により、その旨を公告する。

平成20年2月13日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県証紙条例施行規則（昭和39年佐賀県規則第21号）第10条の2第3項の  
規定により、証紙売りさばき人が解散した旨、届出があった。

平成20年2月13日

佐賀県知事 古川 康

売りさばき人の氏名 又は名称	売りさばき人の住所	売りさばき所の位置	解散年月日
社団法人 佐賀県貸 金業協会	佐賀市多布施1丁目 10番18号	佐賀市多布施1丁目 10番18号	平成19年12月18日

●佐賀県選挙管理委員会知事第四号

最高裁判所裁判官国民審査公報発行規程（昭和二十八年佐賀県選挙管理委員  
会知事第十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十年一月十三日

佐賀県選挙管理委員会  
委員長 松尾紀男

第一條中「市町村」を「市町」に改める。

この告示は、公布の日から施行する。

県営土地改良事業（中山間地域総合整備）富士南部地区下小副川第1換地区

●佐賀県選挙管理委員会告示第五号

選挙運動及び政治活動取扱規程（昭和三十年佐賀県選挙管理委員会告示第百八号）の一部を次のように改正する。

平成二十年二月十三日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

第一条第二項中「市町村」を「市町」に改める。

第二条中「市町村委員会」を「市町委員会」に、「市町村選挙管理委員会」を「市町選挙管理委員会」に改める。

第十七条第二項及び第三項、第十七条の二第一項並びに第十七条の五から第十七条の七までの規定中「市町村委員会」を「市町委員会」に改める。

第五十七条第二項中「第八十八条第七項」を「第八十八条第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第六十八条第一項及び第二項並びに第七十六条中「市町村委員会」を「市町委員会」に改める。

第七十六条の二第一項中「第一百七十五条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第二項中「市町村委員会」を「市町委員会」に改め、「第一百七十五条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第七十七条第一項及び第二項並びに第七十八条中「市町村委員会」を「市町委員会」に改める。

第九十条中「第二百一条の十四第一項」を「第二百一条の十五第一項」に改める。

第三号様式の備考一及び第三号様式の一の備考中「市町村」を「市町」に改める。

第八号様式中「何市（町）（村）選挙管理委員会」を「何市（町）選挙管理委員会」に改める。

第八号様式の二及び第八号様式の三中「何市（町）（村）選挙管理委員会」を「何市（町）（村）選挙管理委員会」に改める。

を「何市（町）選挙管理委員会」に改める。

第八号様式の四中「市（町）（村）選挙管理委員会」や「市（町）選挙管理委員会」に改める。

第十四号様式から第十四号様式の二十九までの規定中「何市町村選挙管理委員会委員長あて」を「何市町選挙管理委員会委員長あて」に改める。

第十八号様式の四中「郡 町 番地」を「郡 町 番地」に改める。

第三十一号様式中「公職選挙法第201条の14」を「公職選挙法第201条の15」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

●佐賀県選挙管理委員会告示第六号

最高裁判所裁判官国民審査事務規程（平成十二年佐賀県選挙管理委員会告示第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十年二月十三日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

第二条中「市町村委員会」を「市町委員会」に、「市町村選挙管理委員会」を「市町選挙管理委員会」に改める。

第三条、第五条及び第九条中「市町村委員会」を「市町委員会」に改める。

第一号様式中「何市（町）（村）開票管理者」を「何市（町）開票管理者」に改める。

第一号様式中「何市（町）（村）選挙管理委員会」を「何市（町）選挙管理委員会」に改める。

申購  
込先  
料  
一か年三一、二〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

この告示は、公布の日から施行する。  
附則

発行者  
平成二十年二月十三日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川康行

印 刷 定 日  
發行所 毎週月曜日  
株 古川総合印刷  
金 水曜日  
印 刷 日